

## 教科書・専門書部会，技術啓発書部会 運営要綱

### (役 割)

第1条 教科書・専門書部会と技術啓発書部会は，出版事業委員会の諮問に応じ，前者は教科書と専門書を，後者は技術啓発書に関する企画・立案を行う。

### (審議事項)

第2条 部会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 教科書，専門書，および技術啓発書の出版に関する基本的事項
- (2) 教科書，専門書，および技術啓発書の新刊の企画
- (3) 教科書，専門書，および技術啓発書の重版，改訂，廃刊等に関する事項

### (構 成)

第3条 部会の構成は次による。

主 査	1名
副主査	2名程度
委 員	10名程度

主査、副主査、委員については，出版事業委員会委員長の承認を得る。委嘱は会長名で行う。また，必要に応じ委員の中から，幹事、幹事補を選任することができる。

2. 主査が必要と認めた場合は，構成員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

### (任 期)

第4条 主査，副主査，委員の任期は3年とし，再任を妨げない。

### (下部組織)

第5条 各部会は下部組織として，第1条に規定された所管する出版物について企画書名毎に企画・制作・改訂のための作業会を設置することができる。

2. 作業会の運営は，別に定める「企画・制作・改訂作業会運営の申し合わせ」による。

### (招 集)

第6条 部会は主査が招集し，事務局が関係者に通知する。

### (事 務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の作成など委員会に必要な準備を行う。
3. 議事録は事務局が作成し，次回の委員会で確認後，別に定める期間保管する。

### (付則)

1. 本運営要綱は平成10年11月12日，理事会において承認・制定。即日施行。
2. 平成14年1月22日，出版事業委員会において一部改正。
3. 平成16年10月14日，出版事業委員会において一部改正。
4. 平成30年3月28日，出版事業委員会において一部改正。
5. 平成31年2月20日，出版事業委員会において一部改正。